

# いわき市農業委員会第36回総会議事録

## 1 開催日時

令和3年3月17日（水） 13時00分から16時00分

## 2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

## 3 出席者（33人）

### (1) 農業委員（23人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和		24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

### (2) 事務局（10人）

太清光	事務局長
阿部伸夫	参事兼次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	主任主査兼農地審査係長
野木隆司	主任主査兼農政振興係長
府川将人	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任

## 4 欠席者（1人）

14 蛭田秀史

## 5 会議の概要

事務局  
(阿部次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第36回総会に御参集を頂き、ありがとうございます。

初めに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

○第36回総会議案書

○追加議案書：議案第9号

○許可申請に係る意見及び決定理由書

○現地調査位置図

○追加議案説明書：議案第9号農地法第51条第1項に該当する事案について

【資料1】第36回総会議案第1号補足資料

【資料2】番号1（継続）小浜町西ノ作424番1現況写真

【資料3】過去に農地転用許可を行った案件の対応について

【資料4】令和3年度業務計画書（案）

【資料5】いわき市農業委員会第37回総会の開催について（通知）

以上、10点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第36回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様に、お忙しい中、総会に出席いただき御苦勞様でございます。

今日から彼岸の入りでありまして、3月に入りあつという間だなと感じています。

併せて、我々の任期も日々少なくなっていく中、業務に邁進されていることと思います。

15日の月曜日になりますが、小川公民館を皮切りに中山間直接支払制度、多面的機能交付金制度のチェックが始まりました。

私も、小川公民館で出席してきましたが、一年間を振り返って、年間を通すと結構な事業をやっているなど感じます。

草野会長

一昨年になりますが、全国農業新聞、優良事例として掲載されていた西会津の出戸集落が話題になりまして、研修旅行に行ってきました。

新潟県との県境で、条件が悪いところで、ぎりぎりがんばっているという事例でした。

そこの方との話で、中山間直払い制度は、乾いた喉に水だと表現していたことを思い出します。

全くその通りだと、地域に交付金がおりののは、制度としては中々ないため、それにより、耕作放棄地が荒れるのを、ギリギリでも守られている。

本市でも、交付金制度の書類作成など、大変だからやめたいというのも出てきた。

交付金制度を担当する市農業振興課の担当者には、はい、そうですねということ、聞かないでくれと言っています。

補助事業が被っていないところが、耕作放棄地が増えて、太陽光発電設備などで狙われている。

最近の、太陽光発電設備への転用件数の増加の裏付けのような状況ではないかと思うのです。

農業委員や農地利用最適化推進委員が、自ら積極的に、人・農地プランや集落の話し合いの中でがんばっている事例が、全国農業新聞で取り上げられています。

本市でも、中山間直払い制度を利用しているのが76集落、多面的機能交付金制度を利用しているのが50集落と、100前後ある。

人・農地プランを作成するには、中山間直払い制度や、多面的機能交付金制度の話し合いからはじめるのが、常々一緒に活動しているのも、やりやすい。

耕作放棄地も少なくなれば、太陽光発電設備や営農型太陽発電設備であっても阻止できると思っています

今月の転用申請でも、21件中、9件が太陽光発電設備だという現実が、裏付けているのではないかと思います。

第17期の農業委員と農地利用最適化推進委員の募集が締め切られ、農業委員は定数24名のところ31名、農地利用最適化推進委員32名のところ33名となったそうです。

この中で、ひとつ気になったところが、農地利用最適化推進委員が、第16期活動した方が10名手を挙げていない。

共に、新しい制度の中で活動してきた仲間であり、農地利用最適化推進委員の仕事の内容や、その仕事が将来どのように繋がっていくか、非常に重要な役割を担っていただいたと考えておりますので、個人的な事情もあるかと思いますが、手を挙げられなかったことに

草野会長

については、非常に残念ではあります。

また、農地利用最適化推進委員については、これから選考となりますが、応募人数の関係から再募集になるかと思えます。

農地利用の最適化という役割、将来どのように農地を集積し守って行くかという重要な役割を担う方ですので、応募が少なかったということに何か問題がなかったか考えなければならぬとも思えます。

再募集の折には、そういったことも含め、その地域のやる気のある方が応募されるよう、委員の皆様にも御承知置き願えればと思えます。

本日は、定例となります、農地法に係る許可申請の他、先月から継続審議となっている案件など多くの案件を審議頂きます。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します。まして、挨拶とさせていただきます。

事務局  
(阿部次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議長  
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思えますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席者でございますが、議席番号14番、蛭田秀史委員でございます。

現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第36回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号5番、藁谷昭夫委員

6番、鈴木義直委員

また、書記は事務局をお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約するこ

議 長 (草野会長)	<p>となく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。</p> <p>これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。</p> <p>また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。</p> <p>次に、会務報告を事務局よりお願い致します。</p>
事務局 (阿部次長)	<p>－議案書 2 ページにより会務報告－</p>
議 長 (草野会長)	<p>それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>本日、議案第 9 号として、農地法第 51 条第 1 項に該当する事案について、の追加をお願い致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>本日、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請において、議席番号 21 番、和田正人委員が、議案第 7 号、いわき市農用地利用集積計画についてにおいて、議席番号 2 番、坂本和徳委員、議席番号 5 番、藁谷昭夫委員、議席番号 11 番、新妻信夫委員、議席番号 21 番、和田正人委員、議席番号 23 番、小泉昌男委員、が該当しております。</p> <p>議案審議の際は、一時退室をお願い致します。</p> <p>その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。</p> <p>それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、審議致しますが、先月に引き続き、2 月申請分の事案と、1 月から継続審議となっている事案がございます。</p> <p>初めに、2 月申請分の事案を審議し、その後、1 月からの継続審議分を審議します。</p> <p>まず、番号 1 番から 7 番の事案について審議致しますが、議事参与の制限で、議席番号 21 番、和田正人委員が該当しております。</p> <p>和田委員は一時退室をお願い致します。</p>

-和田委員退室-

議 長 (草野会長) それでは、番号1番から7番の事案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (草野係長) 議案書の3ページを、お開き願います。  
【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 (府川主査) 議案説明書の3ページをお開き願います。  
番号1番から番号3番は売買による所有権の移転でございます。  
番号4番は贈与による所有権の移転でございます。  
番号5番は賃借権の設定でございます。  
番号6番、及び番号7番は使用貸借権の設定でございます。  
議案説明書4ページをお開きください。  
今月の3条申請面積は、田21,058㎡、畑2,116㎡、合計23,174㎡となります。

議案説明書6ページをお開き願います。  
許可要件は、番号5番につきましては、譲受人が法人であることから、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項第2号に該当しますが、同第3項各号に全て該当しており要件を満たしております。

その他は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、許可要件の詳細につきましては議案説明書7ページをご覧ください。

説明は、以上です。

議 長 (草野会長) 只今、事務局より、議案第1号の番号1番から7番について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

5番 藁谷委員 議席番号5番の藁谷昭夫です。  
番号1番から番号3番、及び番号5番の事案につきまして、現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長 (草野会長) 続いて、事務局お願い致します。

事務局 (府川主査)	事務局から報告申し上げます。 番号4番につきましては、贈与による所有権の移転案件、番号6番、及び番号7番につきましては、使用貸借権の設定案件であり事務局のみで現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。  －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第1号について、番号1番から番号7番まで、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第1号の番号1番から7番については、原案のとおり可決致します。 それでは、和田委員の入室を願います。  －和田委員入室－
議 長 (草野会長)	次に、1月から継続審議となっている、番号8番から14番の事案について審議致します。 審議の進め方ですが、まず、事務局からこれまでの審議内容を総括願います。 その後、事案毎に、前回の総会で疑義のあった内容に対する回答等を確認し、審議致します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川主査)	それでは、先月から継続審議となっている、番号8番から番号14番までの事案の説明をさせていただきます。 継続審議案件は、いずれも法人が譲受人となっており、また、太陽光発電パネルの下での営農、いわゆる、営農型太陽光発電設備を設置することを前提とした事案となります。 資料は、議案説明書の他、第36回総会議案第1号補足資料をご覧ください。

事務局  
(府川主査)

併せて、先月の第35回総会で使用した資料1も適宜参照して下さるようお願いいたします。

議案説明書5ページをお開きください。

まず、各事案の説明の前に取下げと資料の訂正がございます。

番号8番、9番、及び10番につきまして、譲受人がアグリサスの事案分でございますが、事業計画が変更となった事により取下の申出がありました。

これに伴いまして、合計も変更となります。

訂正後の面積ですが、田1,435.35㎡、畑は変更なし、合計2,051.104㎡となります。

訂正をお願いいたします。

次に、前回資料の訂正がございます。

今回、取下げとなった事案のうちの一つ、常磐外2筆につきまして、農地区分をこれまで第1種農地と表記しておりましたが、正しくは農業振興区域内の農用地でした。

申し訳ありませんでした。

訂正箇所は、先月の第35回総会で使用した資料1の別紙1の2ページ右側、表の中の3段目の一番右です。

それから、許可基準チェックリストの3枚目中ほどの立地基準の農地区分です。

今回お配りした資料は訂正済でございます。

それでは、これまでの審議内容を御説明致します。

補足資料の(2)をご覧ください。

まず、許可基準で見えますと、譲受人に関する部分、3条2項の1号から6号については、問題なしという結論に至ったかと思えます。

申請地における営農に関する部分、7号については、問題があるのではないかと、この部分が継続審議の対象になっております。

補足資料の(3)をご覧ください。

内容といたしましては、農薬の使用による影響、平場の優良農地でサカキを栽培することの是非、5条許可と関連しますが陰による影響など、隣接及び周辺農地への営農上の支障への懸念が示されました。

また、今後の農地集積への支障、借賃の問題、隣地、周辺耕作者への説明や同意の有無など、地域との関わり合いに関する問題等への懸念が示されました。

次のページをお開きください。

審議の着眼点について御説明致します。

農地集積への支障につきましては、既に担い手等への集積が進んで



事務局  
(府川主査)

いる、又は集積を計画している段階にある等、具体的な計画等の有無で判断することとなります。

周辺農地への影響につきましては、周辺耕作者や地域に事業計画を説明し了承を得ているかを踏まえた上で、申請どおり営農した場合に、周辺農地に確実に影響が生じるか否かで判断することとなります。

申請地の配置が集団農地の真ん中や、虫食い状態であることについては、他の土地での代替性や農地の蚕食、分断についての判断が必要となります。

審議においては、これらの着眼点に留意しながら、事案ごとに審議することとなりますが、最終的な可否の判断、特に不許可とする場合は、個別に明確な根拠を示す必要があります。

3ページをお開きください。

各事案が、農業振興地域整備計画など各種計画に影響を与えるかどうかについて、市へ照会した内容、及び回答になります。

回答につきましては、一部意見があるものの、全て影響無しでした。

4ページ以降は、前回までの審議を踏まえ、申請者に照会した内容及び回答となっております。

注視すべき点につきましては、個別事案説明の際に触れていきます。

説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今の説明のとおり、番号8番から10番は取下げとなります。

それでは、番号11番から13番までは、同一地区内の農地であることから、まとめて審議致します。

番号11番から13番について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川主査)

番号11番から番号13番まで一括で説明させていただきます。

議案説明書の5ページ、許可基準チェックリストの11番から13番、及び補足説明資料をお開きください。

譲受人は、東京都青梅市富岡三丁目1089番1、株式会社彩の榊代表取締役佐藤幸次です。

法人成立は平成23年で、青梅市ほかにおいて、サカキの栽培を行っております。

権利の移動事由は、使用貸借権の設定です。

申請土地は、番号11番、小名浜。

番号12番、小名浜。

番号13番、小名浜です。

事務局  
(府川主査)

栽培予定作物はサカキで、申請農地の地目及び面積は、田3筆、1,435.35㎡を畑として使用します。

これらの事案は、いずれも第2種農地の真ん中に位置し、かつ、申請地は近接しているものの虫食い状態であります。

申請地の周辺の状況は、申請地のうち2筆の並びの隣接農地は田で耕作中です。

もう1筆の並びは耕作されておりませんが、草刈り等、管理はされている状況です。

補足説明資料3ページをお開きください。

これは、農地集積への支障があるかどうか、市に照会した結果をとりまとめたものでございます。

農業振興地域整備計画等の実現への支障はないと市から回答を得ております。

当該地域において、基盤整備事業の計画はありません。

人・農地プランは未策定です。

次に、補足説明資料4ページから7ページは、前回までの審議で出された疑問点等に対する確認事項を譲受人に質問した結果をとりまとめたものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

周辺農地への影響については、営農型太陽光発電設備を含む当該事業計画について、隣接農地の地権者は同意しておらず、また、一部地権者は接触できておりません。

農薬の使用については、年4回、スミチオンを少量使用し、除草剤は不使用の予定で万が一周辺に影響が出た場合はすみやかに対応するとのことです。

補足説明資料4ページ、5ページをお開きください。

申請農地の選定理由につきましては、3つの申請地が虫食い状態の配置になっていることについて、太陽光発電設備のFIT認定ありきで選定しており、発電事業者が同一の場合、隣り合う場所では認定がおりないため、3条許可申請についても、このような配置で申請したとのことです。

以上のことから、これらの3条許可については法第3条第2項の各号、特に第7号の基準に明確に反しているとは言えないものの、太陽光発電を前提としたものであるため、併せて営農型発電設備の設置の計画も勘案して周辺農地への影響を判断する必要があることから、5条許可申請が付議されるまでは保留とするのが妥当と考えます。

説明は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今、事務局から説明がありました。  
番号11番から13番についてこれまでの審議内容を踏まえ、委員の皆様から、御意見、疑問点があれば、発言願います。

－意見無しの声有り－

議 長  
(草野会長) それでは、次に、番号14番について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川主査) それでは、番号14番の説明をさせていただきます。  
議案説明書の5ページ、許可基準チェックリストの14番をお開きください。

譲受人は、株式会社彩の榊です。

権利の移動事由は、使用貸借権の設定、申請土地は、勿来町です。

栽培予定作物はサカキで、申請農地の地目及び面積は、畑1筆、615.754㎡です。

ここで、今回お配りしている現地調査位置図の56ページ、57ページをお開きください。

申請地の周辺状況でございますが、本事案は、第2種農地であり、申請地の東側は原野化しており、南側は既に太陽光発電設備が設置されています。

申請地の北側は畑と隣接しており、何かしらの影響を及ぼす可能性が考えられますが、その耕作者は今般の3条許可、及び営農型太陽光設備を設置することについて同意しております。

補足説明資料3ページをお開きください。

農地集積への支障があるかどうか市に照会した結果につきましては、農業振興地域整備計画等の実現への支障はないと市から回答を得ております。

当該地域において、基盤整備事業の計画はありません。

人・農地プランは未策定です。

補足説明資料7ページをお開きください。

これまでの審議で出された疑問点等に対する確認事項を譲受人に質問した結果につきまして、周辺農地への影響につきましては、営農型太陽光発電設備を含む当該事業計画について、北側農地の地権者は営農型太陽光発電設備の設置、及び自身の農地への進入に同意しているとのことです。

農薬の使用については、年4回、スミチオンを少量使用し、除草剤は不使用の予定で万が一周辺に影響が出た場合はすみやかに対応するとのことです。

事務局  
(府川主査) 補足説明資料4ページ、及び7ページをお開きください。  
申請農地の選定理由につきましては、申請地は休耕地で土壌が自然と酸性になっているため、サカキの栽培に適している。また、集団農地の奥部分であり、周囲への影響が少ないため、是としております。  
以上のことから、3条許可については法第3条第2項の各号に該当していることから、許可相当と考えます。  
説明は以上です。

議長  
(草野会長) 只今、事務局から説明がありました。  
番号14番について、これまでの審議内容を踏まえ、委員の皆様から、御意見、疑問点があれば、発言願います。  
  
－意見無しの声有り－

議長  
(草野会長) 以上で、事案毎の審議を終えます。  
それでは、事案毎に許認可の可否等について、お諮り致しますが、事務局で本日までの審議の総括、お諮り致します。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長) それでは、事務局より、本日までの審議の総括をさせていただきます。  
番号11番から13番について、これまでの御意見として、優良農地の真ん中である、集約に影響があるのではないか等の意見が出されておりました。  
今回、申請者側への照会の回答において、太陽光発電設備の設置を前提とした土地の選定であることや、周辺農地が営農されている状況であるため、太陽光発電設備を設置した際の、影響などを勘案して審議する必要があることから、農地法第5条第1項に規定による許可申請が提出されるまで、審議を保留とし、農地法第5条第1項に規定する許可申請が提出された際に同時に審議することが妥当と考えます。  
番号14番について、農地法第3条第2項の各号に該当する問題があるとの意見は無いものと判断され、許可相当と考えますが、営農型太陽光発電設備に係る農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されており、本日の議案第5号で御審議いただく考えでございます。  
そのため、番号14番については、本議案での許可の判断をせず、後の議案第5号で太陽光発電設備の支柱部分の一時転用と区分地上

事務局 (草野係長)	権の設定の審議と併せて、御判断いただければと考えます。 事務局からは、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局から説明がありました。 委員の皆様の慎重な御審議の結果かと思えます。 それでは、お諮り致します。 番号11番から14番の事案について、只今の事務局説明のとおりと することに、御異議ございませんか。  －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第1号の番号11番から14番の事案につい ては、只今の説明のとおりと致します。 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願 いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の4ページを、お開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主査)	議案説明書8ページをお開き願います。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに ついて御説明いたします。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定 理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。 議案説明書9ページをお開き願います。 番号1番、土地の所在は平、登記地目は田、転用面積は1,001㎡で す。 転用目的は、資材置場です。 本案件は、平成31年4月26日付けで許可された、農地法第5条の 許可の取消しでございます。 取消理由は、譲受人は土木業、造園業を主な事業とする法人の代 表です。一昨年秋の台風19号による被害復旧のため、申請地を資材 置場として造成することが中々できずにおりました。 台風19号の影響により、譲受人が属する法人の体制が変わり、本 申請地を資材置場として使用しない決定がなされたため、許可の取 り消しを願ひ出るものです。 番号2番、土地の所在は平、登記地目はすべて田、転用面積は1,965 ㎡です。

事務局 (石島主査)	<p>転用目的は、資材置場です。</p> <p>本案件は、平成31年4月26日付けで許可された、農地法第5条の許可の取消しでございます。</p> <p>取消理由は、譲受人は土木業、造園業を主な事業とする法人です。一昨年秋の台風19号による被害復旧のため、申請地を資材置場として造成することが中々できずにおりました。</p> <p>台風19号の影響により、法人の体制が変わり、本申請地を資材置場として使用しない決定がなされたため、許可の取り消しを願い出るものです。</p> <p>番号3番、土地の所在は永崎、登記地目はすべて田、転用面積は1,413㎡です。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備です。</p> <p>本案件は、令和2年10月26日付けで許可された、農地法第5条の許可の取消しでございます。</p> <p>取消理由は、許可申請時に既に申請者である譲渡人が死亡していることに気が付かず申請し、許可を得ております。</p> <p>申請者が死亡のまま許可を受けたことから、死亡した譲渡人の相続人を、新たな申請者として申請し直すため、許可の取り消しを願い出るものです。</p> <p>番号4番、土地の所在は好間町、登記地目はすべて畑、転用面積は16,855㎡です。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備です。</p> <p>本案件は、令和2年12月28日付けで許可された、農地法第5条の許可の取消しでございます。</p> <p>取消理由は、当時、権利の移動の種類を所有権の移転及び賃借権の設定として申請書を提出し、許可を受けましたが、それは所有権の移転及び地上権の設定の誤りであることが判明しました。</p> <p>権利の移動の種類を訂正し、申請し直すため、許可の取り消しを願い出るものです。</p> <p>以上、4件、面積は、田4,379㎡、畑16,855㎡、合計21,234㎡です。私からの説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
事務局 (石島主査)	<p>番号1番から4番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>

議 長  
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。  
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

—意見無しの声有り—

議 長  
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ござい  
ませんか。

—異議無しの声有り—

議 長  
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第5条の規定による許可  
処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。  
次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事  
業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長) 議案書の5ページをお開き願います。  
【報告第3号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(石島主査) それでは、議案説明書10ページをお開き願います。  
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画  
変更申請について、御説明いたします。  
議案説明書11ページをお開き願います。  
配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定  
理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。  
番号1番、事業計画を変更する農地は、田人町、転用目的は、工  
事用地への一時転用です。  
変更項目は転用期間の延長です。  
本案件は令和2年6月26日付で農地法第5条許可を得ており、転  
用目的の工事用地は災害復旧工事のためのものですが、当初予定し  
ていた災害復旧工事に追加工事が発生したことにより工期延長とな  
りました。  
工期延長に併せ、本申請地の利用期間も延長となったことから、  
当初の許可期間から1カ月延長し、令和3年4月30日までの許可期  
間へ変更するものです。  
番号2番、事業計画を変更する農地は、四倉町転用目的は、太陽  
光発電設備です。  
変更項目は太陽光パネルの配置の変更です。

事務局 (石島主査)	<p>本案件は令和2年4月24日付で農地法第5条許可を得ております。</p> <p>農地転用許可申請前に申請者が施工業者と現地を確認し、申請地西側の傾斜部分に太陽光パネルが設置可能であると判断をしておりましたが、農地転用許可後に現地にて着工したところ、調査時点で太陽光パネルを設置できると判断していた傾斜部分に太陽光パネルを設置することが困難であることが判明、既に現地調査位置図55ページのとおり太陽光パネルの配置を変更したことから、追認での事業計画変更の許可を求めるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野係長)	<p>只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
7 番 草野委員	<p>議席番号7番、草野久仁昭です。</p> <p>番号2番について、変更内容が転用期間の延長ではなく、太陽光パネルの配置変更であったことから現地を調査した結果、既に計画変更後の配置で太陽光パネルが設置されていることを確認しました。</p> <p>申請者に確認したところ、転用許可申請の段階では転用箇所の西側に太陽光パネルを配置する計画でしたが、申請地に斜面があることにより、施工の段階で転用許可の計画どおりに太陽光パネルを設置することが困難であることが判明したことから、太陽光パネルの配置を変更したとのことです。</p> <p>当該申請者は、事務局からの指導に従い、速やかに事業計画変更申請を提出したこと、また、併せて顛末書を提出し、再発防止を確約していること、さらには、このような事例が今回初めてであることを考慮し、変更については承認することもやむを得ないと考えます。</p> <p>なお、太陽光発電設備の周囲をフェンスで囲まれていなかったこと、太陽光パネルの設置杭の箇所地盤に問題がみうけられたことから、事務局より適切な指導をしていただきたいと考えます。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>続いて、事務局、お願い致します。</p>
事務局 (石島主査)	<p>番号1番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p>



事務局 (石島主査)	報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。  －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ござい ませんか。  －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定によ る許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致しま す。 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に ついて、審議致しますが、こちらも、先月からの継続審議の案件が ございます。 初めに、2月申請分である、番号3番から21番までを審議し、そ の後、継続審議分を個別審議致します。 それでは、番号3番から21番まで、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の6ページを、お開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	議案説明書12ページをお開き願います。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定 理由書をご覧願います。 説明の前に資料の訂正がございます。 資料1をご覧ください。 議案説明書14ページの番号11番の案件について、申請土地の面積 が変更となります。 以上の訂正に伴い、合計面積が変更になります。 畑24437.51㎡から24438.65㎡へ、合計面積が50165.43㎡から 50166.57㎡へ変更となります。 以上、訂正の方お願いいたします。

事務局  
(坂本主査)

それでは説明いたします。

なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で読み上げます。

また、転用目的が太陽光発電設備のものについては、説明の際に転用目的を省略して説明しますのでご了承願います。

3番、永崎、田1413㎡です。

4番、四倉町、畑898㎡です。

5番、小川町、田1693㎡です。

6番、小川町、田1420㎡です。

7番、好間町、畑16855㎡です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

8番、久之浜、田1516㎡です。

9番、大久町、田1975㎡です。

10番、平、田1476㎡、建設残土による盛土及び資材置場です。

11番、平、畑422.14㎡、自己住宅建築です。

12番、小名浜、畑900㎡、駐車場敷地です。

13番、遠野町、畑624㎡、参道です。

14番、遠野町、畑297㎡、駐車場敷地です。

15番、小川町、畑374㎡、自己用住宅敷地です。

16番、小川町、畑330㎡、自己住宅敷地です。

17番、四倉町、畑1457㎡、常磐道4車線化事業の工事用道路構築及び作業ヤードのための一時転用です。

18番、四倉町、田10956㎡、常磐道4車線化事業の工事用道路構築及び作業ヤードのための一時転用です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

19番、遠野町、畑915㎡、仮設資材置場のための一時転用です。

20番、三和町、田及び畑、1233.31㎡、河川災害復旧工事の仮設道路及び資材置場のための一時転用です。

21番、久之浜町、田及び畑、653.12㎡、工事用通路のための一時転用です。

以上、21件、面積は、田25727.92㎡、畑24438.65㎡、合計50166.57㎡となります。

番号8番につきましては、昨年11月に開催された第32回総会において、転用箇所に市道の管理区域が設定されており、市道管理者との適切な協議が行われていなかったことから不許可とした案件であります。

この度、適切な協議が行われたことから再度申請のあったもので

事務局  
(坂本主査)

すが、転用計画においては設置予定の太陽光発電設備の周囲全てをフェンスで囲む計画となっておらず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定基準をみたしていないことから、計画の修正が必要と考えます。

また、道路管理者との適切な協議を行ってはおりますが、転用後、市道の通行に支障をきたさないことを求める必要があると考えます。

番号9番につきましては、現場に転用範囲を示す杭などの目印が設置されておらず、転用に係る適切な審査を行うことが困難であったこと、また、転用範囲南側の箇所について、転用後の明確な利用計画がないことから、申請者に対し目印の設置をするよう指導し、転用計画を明らかにしたうえで、次回改めて審査を行いたいと考えます。

申請内容を審査した結果、3番から7番、10番から21番については、農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号の番号3番から21番について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

6番  
鈴木委員

議席番号6番、鈴木義直です。

番号3番から16番、及び18番の案件について現地を調査した結果、番号8番につきましては、設置予定の太陽光発電設備の周囲全てをフェンスで囲む計画となっておらず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定基準をみたしていないことから、計画の修正を確認の上で許可する必要があると考えます。

また、申請農地の一部が市道宮田1号線の管理区域と重複していることから、許可の際には、転用後、市道の通行に支障をきたさないことを意見として附す必要があると考えます。

番号9番につきましては、現場に転用範囲を示す目印の境界杭などが設置されていなかったため、筆界を特定することができませんでした。

また、申請地の南側の利用計画が明確でなく疑義が生じました。

そのため、申請者に対し目印の設置と、申請地の南側部分の利用計画を明らかにするよう指導し、来月改めて審査する必要があると考えます。

なお、転用範囲の特定については、事前に申請者に対し明確にす

6 番 鈴木委員	<p>るよう指導する等、事務局に徹底した対応をお願い致します。 それら以外については特段問題ありませんでした。 報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>続いて、事務局お願い致します。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>番号17番、及び番号19番から番号21番について、一時転用案件であることから事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、番号8番について、事務局及び現地調査の委員の意見として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、フェンス等で太陽光発電設備を囲む計画に修正すること、及び転用後、市道の通行に支障をきたさない必要があるとの意見が出されました。</p> <p>また、番号9番については、現地調査において、転用の範囲及び南側の使用計画が明確でなく、疑義が生じたことから、申請者に対し、目印を設置すること、及び南側の利用計画を明らかにするよう指導し、再度、現地調査において確認し、審議をする必要があるとの意見でありました。</p> <p>それ以外の案件については、特に問題無いと判断されるということでした。</p> <p>委員の皆様から何か御意見、疑問点があれば、発言願います。</p>
13番 鈴木委員	<p>議席番号13番、鈴木理です。</p> <p>番号10番の案件について、譲受人が、建設事業者かと思われませんが、一時転用ではなく、資材置き場として、所有権移転としますと、永久的に土地を買って、この使用方法で行っていくということになりますか。</p>
事務局 (坂本委員)	<p>所有権の移転を伴い、資材置き場として利用する恒久転用の案件でございます。</p>
13番 鈴木委員	<p>もう1点確認致します。</p> <p>いわゆる、建設事業者が農地を取得するのは、合法で良いということですね。</p>

事務局  
(坂本主査) 転用目的で許可申請が出されておりまして、資材置き場として利用するもので、通常の転用案件として取り扱っているものでございます。

事務局  
(阿部次長) 補足をさせていただきます。  
こちらの案件については、御手元の現地調査位置図の26、27ページになります。

農地の所在から、運動公園に向かってアクセスする道路の左側の谷合の農地になりまして、運動公園のアクセス道路を整備するにあたって残ってしまった農地でありまして、非常に狭隘な農地であります。

耕作条件も悪い農地でありました。

そこで、建設事業者が、農地以外に活用するというところで、5条許可申請が提出され、建設残土、資材置き場として利用するという計画でございます。

こう言うては何ですが、農地としては非常に使いづらい、宅地にも難しく、有効活用が難しい立地となっております。

16番  
木幡委員 議席番号16番、木幡仁一です。  
太陽光発電設備については、前回、委員の皆様から活発な御意見が出て議論が進んでいるのかなとは思いますが。

敢えてお話をさせていただきたくて、発言を致しました。

先程の案件、前の議案の案件も含めまして、所有者が死亡していたにも関わらず、そのまま申請を出すとかですね。

非常に、事前準備が不備な事業者が多いのではないかと思います。

本来の仕事で、太陽光発電設備の敷地の売買の資料を見せていただく機会がありました。

契約書に印紙の押印が無いなど、全てではないと思いますが、取り組みについての、杜撰さが見えるところがあるという風に感じております。

その辺りも、事前の審査等について、今一度、確認をいただきたいところです。

事業者のスコア付けというのは、事務局の方々の使命や、ミッションではないと思いますが、後になって、許可出したんだからいいじゃないかというような発言をする事業者がありますとですね、やはり、我々としても問題のある状況ではないかなとは思いますが。

それを含めまして、太陽光発電設備については、去年の秋の調査で、条例で設置制限を定める自治体も増えてきているという情報もあったかと思っております。

16番  
木幡委員

それもまた、事務局の任ではないと考えますけども、やはり先程の事案も、地元の方が同意できないと書かれている資料が出てくる時点で、本当に許可できるのかどうか、やはり我々もきちんとした立場で、対応していくべきかと思えます。

事務局  
(阿部次長)

木幡委員の御意見のとおりでございます。  
太陽光発電設備の事業計画をされるということで、農地転用の申請について、申請書の完成度といいますか、精度という点で、私共事務局としても苦労しているというのが、正直なところでございます。

窓口では、何度と無く補正を求めたりですとか、書類が適正に揃うように、事業計画が適正であるかどうかの確認という点でも、窓口立つ担当者は苦労が多いという状況でございます。

ただそれは、言い訳にはなりませんので、太陽光発電設備も含めてですけども、全ての事案について、しっかりと事前に調査、審査をして、書類のチェックを行って、不備の無いように、また、先程、鈴木義直委員から、現地調査の報告の際に、目印が立っていなかったですとか、南側の計画が不明確であったとか、御指摘もありましたので、そういった所も含めて、事務局としては今後、万全を期して、申請者に対しては、しっかりと指導して参りたいと考えております。

議 長  
(草野会長)

他に、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

御意見が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第4号の番号3番から7番、10番から21番については原案のとおり可決し、番号8番については、転用計画の修正を確認したうえで許可し、転用後、市道の通行に支障をきたさないことについて、許可時に事業者に対し事務局から意見を附すこと、また、番号9番については、事業者に対応を求め、再度現地調査を実施し審議する必要があることから、継続審議とすることに御異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第4号の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、番号3番から7番、10番から21番について

議 長  
(草野会長)

は、原案のとおり可決し、番号8番及び9番については、説明のとおりと致します。

次に、先月からの継続審議の案件にについて、審議致しますが、ここで、休憩と致します。

只今、14時30分ですので、10分間休憩とし、14時40分から再開とします。

(10分間休憩)

議 長  
(草野会長)

それでは、先月からの継続審議の案件にについて、審議致します。番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(石島主査)

先月受付した申請のうち、前回総会において継続審議として議決がなされた案件について御説明致します。

議案説明書の13ページをご覧ください。

配布しております、意見及び決定理由書及び、本日配布しております資料2をご覧くださいになりながらお聴きいただきますようお願いいたします。

番号1番、申請地は勿来町、登記地目、及び面積は田3747㎡、転用目的は、太陽光発電設備、及び資材置き場です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

この案件につきましては、前回総会において、申請地の現況が不明瞭であること、及び申請地の一部を資材置場として使用がなされることの確実性の有無について御意見があったところです。

申請地の現況については、配布いたしました資料2の掲載写真にて御確認ください。

また、資材置場の利用計画について申請者に確認したところ、許可後1年目から10年目にかけては勿来地区の営農型太陽光発電設備に使用する資材を設置する目的に使用し、営農型太陽光発電設備の太陽光モジュール、架台、パレット約10施設分を保管する予定とのことです。

さらに11年目から20年目にかけては、勿来地区の営農型太陽光発電設備に使用する資材、メンテナンス資材を設置する目的に使用し、営農型太陽光発電設備の太陽光モジュール、架台、パレット約5施設分を保管する予定とのことです。

説明は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今、事務局より、番号1番について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

6番  
鈴木委員

番号1番の事案について現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。

前回の総会にて意見がありました、申請地の一部を資材置場として使用することについては、申請者には明確な管理計画があることから、現実性があると認められると考えます。

報告は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今の、事務局の説明、現地調査時の意見を踏まえ、番号1番について、委員の皆様から、御意見、疑問点があれば、発言願います。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

御意見が無いようでありますので、お諮り致します。

番号1番、について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

御異議なしと認め、番号1番については、原案のとおり可決します。

次に、番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(石島主査)

番号2番、申請地は常磐、登記地目、及び面積は畑1012㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

この案件につきましては、前回総会において、同申請の申請者が所有している申請地以外の農地が農業委員会の許可を得ず、資材置場として使用されており、申請者がその違反転用地を原状回復する意思があることから、許可保留とし、今月の定例現地調査時において違反転用地が原状回復されていれば許可、原状回復されていなければ不許可とする議決がなされたものです。

今月実施した定例現地調査時、違反転用地は原状回復されていないことを確認しております。

説明は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今、事務局より、番号2番について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。



6 番  
鈴木委員 議席番号6番、鈴木義直です。  
番号2番の事案について現地を調査した結果、番号2番につきま  
しては、事務局説明のとおり、違反転用地が原状回復されていない  
ことを確認しました。  
よって、不許可相当と考えます。  
報告は以上です。

議 長 只今の、事務局の説明、現地調査時の意見を踏まえ、番号2番に  
(草野会長) ついて、委員の皆様から、御意見、疑問点あれば、発言願います。

—意見無しとの声有り—

議 長 御意見が無いようでありますので、お諮り致します。  
(草野会長) 番号2番、については、前回の総会において、保留としておりま  
したが、今月の現地調査までに、違反転用している箇所の、原状回  
復が行われていなかったことから、一般基準を満たしていないため、  
不許可とすることに、御異議ございませんか。

—異議無しとの声有り—

議 長 御異議なしと認め、番号2番については、不許可と致します。  
(草野会長) それでは、議案第4号は以上となります。  
次に、議案第5号、農地法第3条及び第5条の規定による許可申  
請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の7ページを、お開き願います。  
(草野係長) 【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 議案説明書16ページをお開き願います。  
(石島主査) 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定  
理由書をご覧願います。  
それでは説明致します。  
申請があった営農型太陽光発電設備ですが、営農型太陽光発電設  
備の設置者とその設備の下部の農地の営農者が異なります。  
まず、農地法第3条許可申請の内容について御説明します。  
申請地を耕作するための権利移動については、議案第1号、農地  
法第3条第1項の規定による許可申請についてにおいて、許可相当  
とされたところですが、営農型太陽光発電設備の構造上、申請地の

事務局  
(石島主査) 空中部分に太陽光パネルを設置することになります。  
農地の空中部分を使用するためには耕作のための農地法第3条許可とは別に区分地上権を設定するため、農地を耕作するための権利移動と区分地上権とを併せて、お諮りするものです。  
次に、農地法第5条許可申請の内容について御説明します。  
申請地は山玉町、登記地目は畑、転用面積は616㎡のうち、0.246㎡です。権利移動事由は地上権の設定です。  
転用面積は太陽光パネルを支える支柱面積と引込柱面積の合計です。  
当該設備の支柱1本あたりの面積は0.005㎡、使用本数は48本、引込柱1本当たりの面積は0.006㎡、使用本数は1本です。  
営農型太陽光発電設備への転用は一時転用であり、設備の下部の農地の営農者が市外の法人であるものの認定農業者であるため、制度上の許可期間の上限である10年での申請です。  
申請内容を審査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。  
説明は以上です。

議長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

8番  
箱崎委員 議席番号8番、箱崎寿正です。  
番号1番について現地を調査した結果、特段問題ありませんでした。  
報告は以上です。

議長  
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。  
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。  
－意見無しとの声有り－

議長  
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
－異議無しの声有り－

議長  
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第5号、農地法第3条及び第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

事務局  
(小川係長)

次に、議案第6号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

議案書の8ページを、お開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

議案説明書の19ページをお開き願います。

議案第6号、現況確認証明願いでございます。

次の20ページをお開き願います。

また、現地調査位置図、62ページからも併せてご覧ください。

番号1番、申請地は小名浜、登記地目は畑、現況地目は山林です。面積は、2,120㎡で、平成2年ごろから山林化し、現在に至っております。

番号2番、申請地は錦町、登記地目は畑、現況地目は原野です。面積は、52㎡で、昭和57年の相続以来、耕作せず、原野化し、現在に至っております。

番号3番、申請地は常磐、登記地目は田、現況地目は原野です。面積は、2,766㎡で、平成10年ごろから山林化し、現在に至っております。

番号4番、申請地は好間町、登記地目は畑、現況地目は原野です。面積は、2,670㎡で、平成2年ごろから耕作できず、原野化し、現在に至っております。

番号5番、申請地は三和町、登記地目は畑、現況地目は原野です。面積は、2,960㎡で、平成13年ごろから葉タバコ栽培を止めたため、原野化し、現在に至っております。

番号6番、申請地は三和町、登記地目は田、現況地目は原野です。面積は、3,504㎡で、獣害により10年前から耕作を放棄したため、草木が繁茂、原野化し、現在に至っております。

番号7番、申請地は好間町、登記地目は田、現況地目は原野です。面積は、1,487㎡で、昭和50年代から耕作しなかったため、原野化し、現在に至っております。

番号8番、申請地は好間町、登記地目は畑、現況地目は原野です。面積は、826㎡で、東日本大震災以降、耕作を放棄したため、草木が繁茂、原野化し、現在に至っております。

番号9番、申請地は小川町、登記地目は畑、現況地目は山林です。面積は、3,519㎡で、昭和45年ごろから山林化し、現在に至っております。

番号10番、申請地は小川町、登記地目は畑、現況地目は山林です。面積は、6,544㎡で、戦前、戦後に植林したため、山林化し、現在に至っております。

以上10件、登記地目を現況地目に合わせるため、

事務局  
(小川係長)

現況確認証明願いが提出されたものです。  
説明は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

5 番  
藁谷委員

議席番号5番、藁谷昭夫です。

まず、番号1番から5番及び7番から10番の事案について、現地調査を実施した結果、原野と認められ、特段問題はありませんでした。

次に、番号6番の事案について、現地調査を実施した結果、申請地の内4筆については、耕作放棄に伴い、背丈の低い雑草が生えているものの、灌木などは見られず、農業用機械での耕起、整地が可能であると考えられることから、現況を原野とは認められず、農地性があるものと判断いたしました。

なお、残る1筆については、原野と認められ、特段問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今の報告では、番号1番から5番、7番から10番の事案については、特に問題無いと判断されるとのことでした。

番号6番については、1筆については原野と認められ、それ以外の4筆については、農地性があるものと判断される、との報告でした。

委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議 長  
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第6号について、番号1番から5番、7番から10番、及び番号6番の1筆は原案のとおり可決し、番号6番の原野と認めた1筆を除く4筆は、農地と判断することに御異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長  
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第6号、現況確認証明願いについては、只今の説明のとおり、可決致します。

次に、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画について、審議致しますが、議事参与の制限に、議席番号2番、坂本和徳委員、議席番号5番、藁谷昭夫委員、議席番号11番、新妻信夫委員、議席番

議 長 (草野会長)	号21番、和田正人委員、議席番号23番、小泉昌男委員、が該当しております。 委員の皆様には、一時退室をお願いします。  —坂本委員、藁谷委員、新妻委員、和田委員、小泉委員 退室—
議 長 (草野会長)	それでは、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の9ページを、お開き願います。 【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案第7号、いわき市農用地利用集積計画について、御説明させていただきます。 議案説明書23ページをお開き願います。 第25号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転賃する事案でございます。 実施地区は、平。 借り手2名、貸し手2名、対象筆数、田3筆。 面積は田4,518㎡となっております。 第26号は、賃借期間の満了に伴い、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により再度農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転賃する事案でございます。 実施地区は、四倉、三和。 借り手3名、貸し手84名、対象筆数、田177筆、畑3筆。 面積は田408,556㎡、畑1,731㎡となっております。 第27号は、新たに利用権、賃借権を設定する事案でございます。 実施地区は、平、勿来、四倉、小川、三和。 借り手8名、貸し手24名、対象筆数、田76筆、畑3筆。 面積は田134,708㎡、畑5,807㎡となっております。 第28号は、新たに利用権、使用貸借権を設定する事案でございます。 実施地区は、四倉、好間。 借り手2名、貸し手2名、対象筆数は、田3筆。 面積は田3,362㎡となっております。 なお、議案説明書57ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。

事務局 (西山主任)	以上です。
議長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第7号について説明がありました。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第7号について、原案のとおり可決することに御異議ござい ませんか。  －異議無しの声有り－
議長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画に ついては、原案のとおり可決致します。 それでは、委員の皆様の入室を願います。  －坂本委員、藁谷委員、新妻委員、和田委員、小泉委員 入室－
議長 (草野会長)	次に、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画 (案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の10ページを、お開き願います。 【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	別途送付しました、議案説明書をお開き願います。 議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案) に対する意見の決定について、説明致します。 議案説明書の2ページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ り、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、 意見を求められたためお諮りするものです。 土地の所在は、平、外1筆。 現況地目は田。 面積は田1,465㎡です。 詳細につきましては、記載のとおりです。 なお、こちらの計画(案)は、既に農地中間管理事業で貸借れて いた農地について、借り手の変更があったため、改めて農地中間管

事務局  
(西山主任) 理機構からの貸付けがなされたものになります。  
また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。  
農用地利用配分計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規定第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。  
説明は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第8号について説明がありました。  
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

—意見無しの声有り—

議 長  
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第8号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議無しの声有り—

議 長  
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。  
次に、冒頭での事務局の説明のとおり、追加議案が提案されています。  
議案第9号、農地法第51条第1項に該当する事案について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長) 追加議案書をお開き願います。  
【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(坂本主査) 追加議案、農地法第51条第1項に該当する事案について、を御説明いたします。  
追加議案書の第9号をご覧ください。  
令和2年3月31日付いわき市農業委員会指令第5135号、及び第5136号により転用を許可した案件について、譲受人である事業者が、当初の計画と異なる配置で太陽光パネルを設置していたものです。  
当該許可にかかる譲受人は、大阪府大阪市中央区南船場1丁目13

事務局  
(坂本主査)

番20号リアライズ南船場ビル、株式会社日本エコロジー、代表取締役、松井政憲です。

転用を許可した範囲は、いわき市内郷です。

続いて、違反が判明した経緯をご説明します。

令和3年1月8日株式会社日本エコロジーより工事完了報告が提出されましたが、施工状況に疑義があり現地確認を行ったところ、両申請地にそれぞれ太陽光パネル300枚を用いる太陽光発電設備を設置する計画でありましたが、実際には両申請地にまたがって1施設300枚のパネルのみ設置されていることを確認したものです。

株式会社日本エコロジーは昨年5月に開催された第26回総会においても違反転用を指摘された業者であり、今回の案件についても許可を受けた当初の計画通りに施工するよう速やかに指導したところですが、転用許可を得た範囲内であるため、計画と異なる配置でパネルを設置しても問題ないとの認識であり、また、3月9日の定例現地調査において、先日当局が確認した状態から、さらに太陽光パネルの設置を施工し続けていることを確認しております。

事務局からの説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第9号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

6番  
鈴木委員

議席番号6番、鈴木義直です。

番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、許可した事業計画と異なる計画で太陽光パネルが設置されており、調査時にもパネルの設置を施工し続けていることを確認しました。

これは、当該業者へ発出した許可指令書に記載されている許可条件である、「申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること」、に反した行為であり、農地法第51条第2項に規定される、許可に付した条件に違反している者、に該当することと考えます。

当該業者は過去にも農地法第51条の決議を受けている業者であり、その際に再発防止を確約しながら同様の事案を起こすことは、信義則に反した行為であることから、現在のパネル配置への事業計画の変更は認められず、当初計画どおりの施工を求める必要があると考えます。

報告は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局の説明、現地調査報告を頂きましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。



－意見無しの声有り－

議 長  
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第9号については、今後、是正の措置等を行うこととなります。  
これらの措置については、会長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

－異議無しの声有り－

議 長  
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第9号、農地法第51条第1項に該当する事案については、会長一任とし、今後の総会において、随時進捗状況を報告します。  
次に、報告第1号から報告第6号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)

議案書の11ページをお開き願います。  
【報告第1号を朗読、報告事項を説明】  
議案説明書の58ページをお開き願います。  
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。  
2月は17件の届出がありました。  
合計面積は、田87,070.80㎡、畑27,372㎡、合計114,442.80㎡でございます。  
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。  
続きまして、議案書の12ページをお開き願います。  
【報告第2号を朗読、報告事項を説明】  
議案説明書62ページをお開き願います。  
農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。  
2月は2件の届出がありました。  
合計面積は、田1,278㎡、畑0㎡、合計1,278㎡でございます。  
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。  
続きまして、議案書の13ページをお開き願います。  
【報告第3号を朗読、報告事項を説明】  
議案説明書64ページをお開き願います。  
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。  
2月は5件の届出がありました。

事務局  
(草野係長)

合計面積は、田1,296.29㎡、畑990㎡、合計2,986.29㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の14ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書67ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。

2月は3件の通知がありました。

合計面積は、田8,585㎡、畑0㎡、合計8,585㎡でございます。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。

説明は以上です。

次の報告第5号以降は野木係長より報告致します。

事務局  
(野木係長)

議案書の15ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書は69ページ、70ページになります。

不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明書について、報告致します。

2月は1件、合計面積は、田7,671㎡、畑2,872㎡、合計10,543㎡になります。

審査の結果、福島県税条例第10条に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議案書の16ページをお開き願います。

【報告第6号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書は71ページから73ページまでになります。

引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。

2月は8件、相続税の納税猶予、贈与税の納税猶予、及び不動産取得税の徴収猶予についての案件でありました。

合計面積は、田79,071.22㎡、畑46,082.16㎡、合計125,153.38㎡になります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議事の報告と致しまして、以上になります。

議長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、御承知願います。

次に、その他に移ります。

議 長  
(草野会長)

まず、事務局から何かありますか。

事務局  
(石島主査)

事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。  
【資料3】過去に農地転用許可を行った案件の対応について  
➡説明した。

議 長  
(草野会長)

只今の事務局の説明について、委員の皆様から御意見、御質問は  
ございますか。

16番  
木幡委員

議席番号16番、木幡仁一です。  
2点だけ確認をさせてください。

まず、農地耕作者の同意書の法的拘束力ですが、これをもって、  
耕作者が所有者と契約書を取り交わしているとは思わないのですけ  
ども、耕作について、以降認めないとされた場合の法的拘束力はど  
うなるのでしょうか。

もう一点は、誓約書についてですが、本来であれば当事者間が誓  
約すべきものを、農業委員会会長様ということで、万が一所有者か  
ら訴えがあった場合は、誓約書のとおり対応しますと言っています  
けど、所有者は農業委員会に、守らなかったんだからどうするのだ  
と主張できると思うのです。

その2点、誓約書の意味合いと、同意があった場合に、耕作する  
権利を切り離すと言った場合の対応について教えてください。

事務局  
(太局長)

まず、1点目の同意書の法的な根拠、性質でございますが、農業  
委員会で許可をする場合に、周辺の農地に営農上の支障を与えない  
ことを、確認の意味を証明するためにつけているものでございます。

法的な意味としては、周辺の農地に営農上の支障を与えないとい  
うことを補完する意味で付けているものでございます。

2点目の、地権者が耕作者に対して、耕作の行為を引き離す、解  
約する場合はどうなるのかについてでございますが、これを以て、  
農業委員会に許可があつて、紛争が生じるのではないかという点か  
と思いますが、太陽光発電の事業者から、それに備えて、誓約書が  
提出されてございます。

この誓約書を以て、当事者間で紛争の解決がされるものと考えて  
おります。

16番  
木幡委員

回答ありがとうございます。  
そうしますと、同意書があつて、これのとおりやりますと誓約さ

16番  
木幡委員

せられているのは、農業委員会なんですよ。

この誓約書の当事者に農業委員会が成るとというのが、成立するのでしょうか。

これを見ると、もしもめた時は、農業委員会が責任とってくれよという誓約書じゃないですか。

これをもってして、この同意書と誓約書を条件として、北側の所有者の同意書に替えられるものとして、許可指令書を発出することが妥当と考えられるという説明でしたが、当事者がはっきりわからない。

ですので、これでいいかという、個人的には、良いとは言えないのではないかと思います。

事務局  
(阿部次長)

誓約書ですが、木幡委員御指摘のとおり、誓約書の形ですと、あたかも当事者の立場であるかのような、印象を招きかねないというのがあるかと思います。

事務局としては、当事者であることはないのですが、そういった印象を招きかねない。

先程、局長からお話があったとおり、この誓約書は、確約書の意味合いが強いのかなと思いますが、誰に対して、何を誓約しているのかという点を改めて考えてみますと、木幡委員御指摘のとおり、誓約書という形では、もう少し検討の余地があるかと思いました。

ただ、一方では、私共こういった資料を作る上で、法的な観点から検討を加えたのですが、資料に記載のとおり、許可指令書を今現在発出はしていないんですね。

他の農業委員会でこう言った条件を附した取扱いについて、十分に承知はしておりませんが、条件を附したならば、本来、条件を附した上で、許可指令書を発出するのが、より適切なのではないかと考えます。

許認可における条件付けですが、一端許可を発出しておいて、条件を附するわけなのですが、その条件が履行されたかどうかについて、許可しないことや許可の取消しには影響はしない。

その後の、許可の取消しの判断材料になることはあるにしても、許可をしないということではないと、ものの本には書かれています。

そういったことに照らしますと、許可書を発出しないという方が、不作為を問われる可能性があるのではないかと事務局では考えたわけであります。

ただ、委員御指摘の耕作者の同意書、事業者からの誓約書を以て条件で附した同意書に替えるというのが、考える余地があるのではないかと、そうかなと思う点でありますので、事務局とし

事務局 (阿部次長)	ては、さらに研究をして、適切な答えを導き出したいと考えます。
議 長 (草野会長)	<p>木幡委員、事務局の説明のとおり、総会で同意書を条件として附した案件でありますので、今ここで決を採る案件ではございませんが、継続して事務局で確認いただき、次回の総会で改めて御説明願いたいと思います。</p> <p>その他、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。</p>
事務局 (野木係長)	<p>【資料4】令和3年度業務計画書（案） ➡説明した。</p> <p>【資料5】いわき市農業委員会第37回総会の開催について（通知） ➡説明した。</p>
事務局 (小川係長)	<p>令和3年度遊休農地等再生対策支援事業の要望について（依頼） ➡説明した。</p>
議 長 (草野会長)	<p>その他に、委員の皆様から何か御意見はございますか。</p> <p>特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第36回総会を閉会致します。</p>